

改正	昭和29年7月26日	昭和32年1月25日
	昭和33年4月22日	昭和35年9月20日
	昭和36年9月20日	昭和37年5月21日
	昭和49年11月20日	昭和51年9月20日
	昭和52年5月20日	昭和53年3月20日
	昭和54年5月21日	昭和58年9月20日
	昭和59年7月20日	昭和59年9月20日
	昭和61年5月29日	昭和62年7月20日
	昭和63年1月20日	平成元年1月20日
	平成2年3月20日	平成3年7月22日
	平成5年9月20日	平成7年1月20日
	平成10年3月20日	平成10年11月17日
	平成11年3月17日	平成11年5月28日
	平成11年7月21日	平成13年1月22日
	平成15年3月20日	平成15年5月28日
	平成15年5月28日	平成16年5月27日
	平成16年7月20日	平成18年3月20日
	平成19年5月25日	平成19年9月20日
	平成20年1月21日	平成20年11月18日
	平成23年5月27日	平成24年3月21日
	平成26年3月20日	平成27年3月20日
	平成28年11月25日	2019年5月30日
	2020年1月20日	2020年3月19日
	2024年9月25日	2025年1月20日
	2025年5月27日	2025年7月25日

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は慶應義塾と称する。

（目的）

第2条 ① 慶應義塾は教育を目的とする。

② 慶應義塾は私立学校法による学校法人とする。

（設置する私立学校の名称）

第3条 慶應義塾は次の学校を設置する。

1 慶應義塾大学

文学部

人文社会学科

経済学部

経済学科

法学部

法律学科

政治学科

商学部

商学科
医学部
医学科
理工学部
機械工学科
電気情報工学科
応用化学科
物理情報工学科
管理工学科
数理科学科
物理学科
化学科
システムデザイン工学科
情報工学科
生命情報学科
総合政策学部
総合政策学科
環境情報学部
環境情報学科
看護医療学部
看護学科
薬学部
薬学科
薬科学科
通信教育部

2 慶應義塾大学大学院

文学研究科
経済学研究科
法学研究科
社会学研究科
商学研究科
医学研究科
理工学研究科
政策・メディア研究科
健康マネジメント研究科
薬学研究科
経営管理研究科
システムデザイン・マネジメント研究科
メディアデザイン研究科
法務研究科

3 慶應義塾高等学校（全日制の課程）普通科

4 慶應義塾志木高等学校（全日制の課程）普通科

5 慶應義塾女子高等学校（全日制の課程）普通科

6 慶應義塾湘南藤沢高等部（学校教育法による高等学校・全日制の課程）普通科

7 慶應義塾普通部（学校教育法による中学校）

8 慶應義塾中等部（学校教育法による中学校）

9 慶應義塾湘南藤沢中等部（学校教育法による中学校）

10 慶應義塾幼稚舎（学校教育法による小学校）

11 慶應義塾横浜初等部（学校教育法による小学校）

（在外教育施設）

第4条 慶應義塾は附随事業として次の在外教育施設を設置する。

慶應義塾ニューヨーク学院（高等部）

（付随事業）

第4条の2 慶應義塾は付随事業として、学生への医学教育および教員の基礎・臨床研究に資するため、次の施設を設置する。

慶應義塾病理診断クリニック（医療・福祉業）

（収益事業）

第5条 慶應義塾は、その収益を学校の経営に充てるため、不動産貸付業（土地貸付業およびビル賃貸業）を行う。

（学術顕彰事業）

第6条 慶應義塾は、世界の医学・生命科学の発展に寄与する顕著かつ創造的な研究業績を挙げた研究者を顕彰するため、慶應医学賞の授与を行う。

（事務所の所在地）

第7条 慶應義塾の事務所は、東京都港区三田二丁目15番45号に置く。

（公告の方法）

第8条 慶應義塾がなすべき公告は、電子公告により行う。

第2章 法人の管理

第1節 塾長

（塾長の地位、職務権限）

第9条 ① 塾長は慶應義塾の理事長とし、慶應義塾大学学長を兼ねる。ただし、塾長が学長を辞退したときは、別にこれを選任する。

② 塾長は、本規約ならびに理事会および評議員会決議に基づき、一切の塾務を総理し、かつ塾務全般につき慶應義塾を代表する。

（塾長の選任および解任）

第10条 ① 理事会は決議により、理事のうちからその1人を塾長として選定する。

② 前項の決議にあたっては、塾長候補者理事の選出過程およびその結果を尊重する。

③ 塾長候補者理事は、（1）評議員および理事のうちから選ばれた者、（2）大学学長および各学部長、ならびに（3）その他の慶應義塾関係者のうちから選ばれた者から成る委員会において選定された候補者であって、評議員会において塾長候補者として理事に選任された者とする。

④ 前項の委員会に関する細則は、理事会および評議員会において定める。

⑤ 塾長の職を解任するときは、理事会の決議による。

（塾長の任期）

第11条 ① 塾長の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

② 塾長は、再任されることができる。ただし、通算2期までとする。

③ 任期中に退任した塾長の後任として選任された塾長の任期は、第1項の定めにかかわらず前任者の残任期間とする。なお、その期間は第2項に定める期間に通算する。

第2節 常任理事

（常任理事会、常任理事の地位、職務権限）

第12条 ① 常任理事は塾長を補佐し、塾長と共に常任理事会を構成する。常任理事会に関する事項の詳細については理事会で定める。

② 常任理事をもって私立学校法第37条第4項の業務執行理事とする。

③ 塾長は各常任理事に塾務を分掌させることができる。常任理事は分掌された常務について、これを統轄する。

④ 塾長に差し支えがあるときは、あらかじめ塾長が定めた順位に従い、理事会の決議によって常任理事のうちの1名が臨時に塾長を代理する。この場合、塾長の代理を務める常任理事は、代表業務執行理事とすることができる。代表業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事の職を解任するときも、同様とする。

⑤ 塾長が欠けたときは、塾長が選任されるまでの間、理事会の決議によって常任理事のうちの1名を理事長兼慶應義塾大学学長として選任し、臨時に塾長を代行する。

(常任理事の員数，選定，退任，解任)

第13条 ① 慶應義塾に若干名の常任理事を置く。

② 常任理事は，第10条第3項の委員会の承認を得て，塾長または塾長候補者が推薦した者につき，評議員会において常任理事候補者として理事に選任し，理事会の決議によってこれを選定する。

③ 常任理事の人数は，第16条第1項第3号の理事の定数の上限を超えないものとする。

④ 常任理事は，これを推薦した塾長が退任した場合，後任の塾長の就任時に，常任理事の職を退任する。

⑤ 常任理事の職を解任するときは，理事会の決議による。

第3節 理事会

(理事会の構成)

第14条 慶應義塾に理事会を置き，6名以上41名以内の理事をもってこれを構成する。

(理事選任機関)

第15条 ① 慶應義塾の理事選任機関は，評議員会とする。

② 理事選任機関の構成員は，すべての評議員とする。

③ 理事の選任にあたっては，評議員会が別に定める規則による選出結果を尊重するほか，私立学校法第31条に規定する資格および構成に関する要件を遵守しなければならない。また，他の2人以上の理事と親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令に規定するものをいう。以下同じ。）であってはならない。

(理事の選任)

第16条 ① 理事は次の各号に掲げる者とする。

1 塾長の候補者である理事として評議員会において選任された者 1名以内

2 常任理事の候補者である理事として評議員会において選任された者 13名以内

3 第34条第2項第2号から第4号までの評議員および本号の理事に就任するために評議員を退任した者のうちから評議員会において選任された者（以下，「学外理事」という。） 13名以内

4 大学学長および各学部長のうちから評議員会において選任された者 11名以内

5 大学以外の学校長のうちから互選された者であり評議員会において選任された者 1名以内

6 大学病院長であり評議員会において選任された者 1名以内

7 塾監局長であり評議員会において選任された者，ただし，常任理事が塾監局長を兼ねるときは，次席の職員のうちから評議員会において選任された者 1名以内

② 前項各号の理事は他の各号の理事の資格を兼ねることはできない。ただし，第9条第1項による兼任はこの限りではない。

(理事の義務)

第17条 理事は，法令および本規約を遵守し，第2条の目的に沿い誠実に職務を行わなければならない。

(理事の任期)

第18条 ① 理事の任期は，就任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし，任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は，前任者の残任期間とする。

② 理事は，再任されることができる。

③ 理事が任期の満了または辞任により退任し，これによって理事の総数が6名を下回ることとなった場合には，その退任した理事は，新たに選任された理事が就任するまで，なお理事としての権利義務を有する。

(理事の解任および退任)

第19条 ① 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは，評議員会の決議により，これを解任することができる。

1 法令の規定または本規約に違反したとき

2 心身の故障のため職務の執行に支障があり，またはこれに堪えないとき

3 職務上の義務に違反し，または職務を怠ったとき

4 理事たるにふさわしくない非行があったとき

5 塾長または常任理事の地位を喪ったとき

② 理事は次の事由によって退任する。

- 1 任期の満了
- 2 大学学長もしくは各学部長、各学校長、大学病院長または塾監局長の地位を喪ったとき
- 3 辞任
- 4 死亡

(理事会の権限)

第20条 ① 理事会は、法令および本規約の規定により評議員会に付議しなければならない事項を除き、一切の塾務執行につき決定の権限を有する。ただし、理事会により委任された常務について塾長および常任理事が決定することができる。

② 理事会は、理事の職務の執行を監督する。

③ 第36条第1項に掲げる事項については、理事会は評議員会の決議に従うことを要する。

④ 理事会は、必要に応じて委員会を置くことができる。

(理事の代表権)

第21条 塾長および代表業務執行理事以外の理事は、慶應義塾を代表する権限を有しない。

(理事会への報告義務)

第22条 塾長および常任理事は理事会に塾務に関する報告をすることを要する。

(理事会の招集)

第23条 ① 理事会は、原則として毎月1回塾長が招集する。

② 塾長に事故あるときは、あらかじめ塾長が定めた順位に従い、常任理事のうちの1名が理事会を招集する。

③ 塾長は必要と認めたときは、第1項の規定にかかわらずいつでも理事会を招集することができる。その他の理事は、会議の目的たる事項を示して、理事会の招集を塾長に請求することができる。

④ 前項の規定による請求をした日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

⑤ 理事会を招集するには、会日の7日前までに、各理事に対し、会議の目的たる事項等の必要事項を記載した招集の通知を電磁的方法または書面にて発することを要する。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(理事会の運営)

第24条 塾長は理事会の議長となる。ただし、前条第2項もしくは第4項または第31条第2項の規定に基づく理事会の招集がなされた場合には、議長を出席理事の互選によって定める。

(理事会の決議)

第25条 ① 理事会は議決に加わることができる理事の総数（現在数）の過半数が出席し、その過半数の同意をもって一切の決議をする。ただし、法令または本規約に別段の定めがあるときは、その定めによる。

② 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

③ 第1項の規定にかかわらず、次の各号の決議は、理事の総数（現在数）の3分の2以上の同意を要する。

- 1 本規約の改正
 - 2 慶應義塾の解散
 - 3 他の学校法人もしくは私立学校法第152条第5項の法人との合併
 - 4 予算および事業計画の作成または変更
 - 5 慶應義塾の計算書類（附属明細書を含む。）、財産目録、事業報告書（附属明細書を含む。）の承認
 - 6 基本財産の処分
 - 7 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
 - 8 残余財産の帰属者の決定
 - 9 収益事業に関する重要な事項
 - 10 第10条第3項の委員会に関する細則の改廃
- ④ 理事会に付議される事項につき、電磁的方法または書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

(理事会の議事録)

- 第26条 ① 理事会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領およびその結果を記載して、理事会で定めた2人以上の理事および出席した監事がこれに署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名とする。以下同じ。）または記名押印することを要する。
- ② 前項の議事録は、法令の定めるところにより、事務所に備えて置かなければならない。

第4節 監事

(監事の選任)

- 第27条 ① 慶應義塾に監事2名または3名を置き、このうち1名または2名を常勤（常勤となる監事を「常勤監事」という。以下同じ。）とする。
- ② 監事および常勤監事は評議員会の決議により選任する。
- ③ 前項の選任にあたっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者とし、私立学校法第46条に規定する資格に関する要件を遵守するものとする。監事には、慶應義塾の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）および評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）、ならびに慶應義塾の教職員が含まれてはならない。また、監事は、他の監事と親族その他特殊の関係がある者であつてはならない。

(監事の任期)

- 第28条 ① 監事の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- ② 監事は、再任されることができる。
- ③ 監事が2名を下回ったときは、1か月以内に補充しなければならない。
- ④ 監事が任期の満了または辞任により退任し、これによって監事の総数が2名を下回ることとなった場合には、その退任した監事は、新たに選任された監事が就任するまで、なお監事としての権利義務を有する。

(監事の解任および退任)

- 第29条 ① 監事が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員会の決議により、これを解任することができる。
- 1 法令の規定または本規約に違反したとき
 - 2 心身の故障のため職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき
 - 3 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき
 - 4 監事たるにふさわしくない非行があつたとき
- ② 監事は次の事由によって退任する。
- 1 任期の満了
 - 2 辞任
 - 3 死亡

(監事の選任もしくは解任または辞任に関する手続)

- 第30条 ① 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。
- ② 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすることまたは監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。
- ③ 監事は、評議員会において、監事の選任もしくは解任または辞任について意見を述べることができる。
- ④ 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨およびその理由を述べることができる。
- ⑤ 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨ならびにその日時および場所を通知しなければならない。

(監事の職務)

- 第31条 ① 監事の職務は次のとおりとする。
- 1 慶應義塾の業務および財産の状況を監査すること
 - 2 塾長、常任理事および理事会の塾務執行の状況を監査すること

- 3 慶應義塾の業務もしくは財産の状況または塾長、常任理事もしくは理事会の塾務執行の状況について、理事会および評議員会に出席して意見を述べること
 - 4 毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3か月以内に理事会および評議員会に提出すること
 - 5 慶應義塾の業務もしくは財産または塾長、常任理事および理事会の塾務の執行の状況に関し、以下に定める事項に該当する場合は、これを理事会および評議員会ならびに文部科学大臣に報告すること
 - ア 不正の行為または法令もしくは本規約に違反する重大な事実があることを発見したとき
 - イ 不正の行為がなされ、または法令もしくは本規約の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるとき
 - 6 前号の報告をするため必要があるとき、塾長に対して理事会および評議員会の招集を請求すること
 - 7 理事の選任に関する必要な報告を行おうとするとき、塾長に対して評議員会の招集を請求すること
 - 8 前各号に掲げるもののほか、法令または本規約により監事が行うこととされた職務
- ② 前項第6号または第7号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会または評議員会の日とする理事会または評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会または評議員会を招集することができる。この場合、監事は第23条第5項または第39条第4項に掲げる事項を定めて電磁的方法または書面により通知するものとする。
(調査権限等)
- 第32条 ① 監事は、いつでも、理事および教職員に対して事業の報告を求め、または慶應義塾の業務および財産の状況の調査をすることができる。
- ② 監事は、その職務を行うため必要があるときは、慶應義塾の子法人に対して事業の報告を求め、またはその子法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。
- ③ 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。
- ④ 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査し、法令もしくは本規約に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。
- (理事の行為の差止め)
- 第33条 監事は、理事が慶應義塾の目的の範囲外の行為その他法令もしくは本規約に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって慶應義塾に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
- 第5節 評議員会
(評議員会の構成)
- 第34条 ① 慶應義塾に評議員会を置き、理事の定数を超える数でかつ101名以内の評議員をもってこれを構成する。
- ② 評議員は次の各号に掲げる者とする。
- 1 大学その他の学校の教職員のうちから互選された者 16名以内
 - 2 慶應義塾大学学部または大学院（義塾がかつて設置した高等部、大学附属医学専門部、獣医畜産専門学校および看護短期大学を含む。）の正規の課程を卒業し、年齢25年以上の者で、かつ塾員原簿に登録されている者のうちから、塾員の投票によって選挙された者 30名以内
 - 3 第2号の評議員の選挙に先立ち評議員会により選出された者 25名以内
 - 4 第2号および第3号の評議員によって塾員のうちから選挙された者 30名以内
- ③ 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。
- ④ 評議員の選任にあたっては、私立学校法第62条に規定する資格および構成に関する要件を遵守しなければならない。評議員は、他の2人以上の評議員と親族その他特殊の関係がある者であってはならない。
- ⑤ 任期は就任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで

とする。ただし、補欠により評議員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

- ⑥ 評議員は、再任されることができる。
- ⑦ 第2項各号の選挙に関する細則は評議員会において定める。
- ⑧ 学外理事が退任する場合は、理事就任時に該当していた第2項第2号から第4号までに規定する区分に従って評議員に復任する。当該評議員の任期は、理事を退任したことに伴い新たに選任された理事の残任期間と同一とする。
- ⑨ 前項の定めは、第18条第3項の定めに基づき退任した理事が理事としての権利義務を有するときは適用しない。
- ⑩ 第8項による評議員の復任者は、第2項第2号の評議員については、その上限人数に加えるものとする。

（評議員の解任および退任）

第35条 ① 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員会の決議により、これを解任することができる。

- 1 法令の規定または本規約に違反したとき
 - 2 心身の故障のため職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき
 - 3 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき
 - 4 評議員たるにふさわしくない非行があったとき
- ② 評議員は次の事由によって退任する。
- 1 任期の満了
 - 2 前条第2項第1号に規定する評議員について、その選挙された時の教職員の地位を喪ったとき
 - 3 学外理事に選任されたとき
 - 4 辞任
 - 5 死亡

（評議員会の権限）

第36条 ① 次に掲げる事項は、評議員会の決議によって定めることを要する。

- 1 本規約で評議員会の決議を要するものとした事項
 - 2 本規約の改正
 - 3 慶應義塾の解散
 - 4 他の学校法人もしくは私立学校法第152条第5項の法人との合併
 - 5 中期計画、事業計画、予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他新たな義務の負担および権利の放棄ならびに重要な資産（基本財産を含む。）の処分に関する事項
 - 6 大学の学部、大学院、図書館、研究所、その他重要な施設の設置、分合、廃止
 - 7 学事または人事に関する規則（役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当をいう。）の支給の基準を含む。）であって、収支に重大な影響のあるものの制定または改廃
 - 8 収益事業に関する重要事項
 - 9 その他法人運営に関する重要事項で理事会が適当と認めたもの
- ② 評議員会は慶應義塾の業務もしくは財産の状況または塾長もしくは常任理事の塾務執行の状況について、塾長または常任理事に意見を述べ、もしくはその諮問に答え、または塾長、常任理事、監事もしくは会計監査人から報告を徴することができる。
- ③ 評議員会は、理事または監事の選考を目的とする委員会を置くことができる。この委員会に関する細則は、評議員会において定める。なお、塾長および常任理事の選考にあたっては、第10条第3項に基づくものとする。

（理事の行為の差止めの求め）

第37条 ① 評議員会は、理事が第33条に定める行為をし、あるいはそのおそれがあるときは、監事に対し、第33条の請求を行うことを求めることができる。

- ② 前項の場合において、評議員会において前項の請求を行うことの決議が否決されたとき、またはその評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われないうときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(責任追及の訴えの求め)

第38条 評議員会は、理事、監事、会計監査人または清算人が任務を怠ったことによって慶應義塾に損害が生じた場合には、電磁的方法または書面により、塾長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

(評議員会の招集)

第39条 ① 評議員会は、毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に塾長が招集する。

② 総員の10分の1以上に当たる評議員は、会議の目的たる事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を塾長に請求することができる。この場合には塾長はその請求のあった日から20日以内に評議員会を招集しなければならない。第31条第1項第6号または第7号の規定により監事からその請求があったときも同様とする。

③ 総員の10分の1以上に当たる評議員は、共同して、塾長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の30日前までにしなければならない。

④ 評議員会を招集するには、会日の7日前までに、各評議員に対し、会議の目的たる事項等の必要事項を記載した招集の通知を電磁的方法または書面にて、理事会の決議を経て発することを要する。

⑤ 前4項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(評議員会の運営)

第40条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。議長に差し支えがあるときは、出席した評議員のうちから臨時議長を互選する。

(評議員会の決議)

第41条 ① 評議員会は議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数の同意をもって一切の決議をする。ただし、法令または本規約に別段の定めがあるときは、その定めによる。

② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上の同意を要する。

1 監事の解任

2 私立学校法第92条第1項に規定する決議

③ 前2項の規定にかかわらず、塾長、常任理事、理事、監事または会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について慶應義塾に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

④ 評議員会に付議される事項につき、電磁的方法または書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

⑤ 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(評議員会の議事録)

第42条 ① 評議員会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領およびその結果を記載して、議長または臨時議長、塾長（塾長が欠席した場合常任理事のうち1名）、および出席した監事がこれに署名または記名押印することを要する。

② 前項の議事録は、法令の定めるところにより、事務所に備えて置かなければならない。

(評議員会への役員の出席等)

第43条 ① 塾長、常任理事および監事は、評議員会に出席しなければならない。

② 塾長、常任理事および監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

③ 理事、会計監査人、各大学院研究科委員長および各学校長は評議員会に出席して意見を述べるることができる。評議員会招集の通知は理事、会計監査人、各大学院研究科委員長および各学校長に対して、これを発することを要する。

第6節 会計監査人

(会計監査人の選任)

第44条 慶應義塾に会計監査人1名以上3名以内を置き、評議員会の決議により選任する。

(会計監査人の任期)

第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議

員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

（会計監査人の解任）

第46条 ① 会計監査人が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員会の決議により、これを解任することができる。

- 1 心身の故障のため職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき
- 2 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき
- 3 会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき

② 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであって、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨および解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

（会計監査人の選任および解任等に関する手続）

第47条 ① 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

- ② 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。
- ③ 会計監査人は、会計監査人の選任、解任もしくは不再任または辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- ④ 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨およびその理由を述べるができる。
- ⑤ 塾長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨ならびにその日時および場所を通知しなければならない。

（会計監査人に欠員を生じた場合の措置）

第48条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

（会計監査人の職務等）

第49条 ① 会計監査人は、法令で定めるところにより、慶應義塾の計算書類（貸借対照表および収支計算書をいう。以下同じ。）およびその附属明細書ならびに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事および理事会に提出する。

- ② 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、または理事および教職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - 1 会計帳簿またはこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面または当該書面の写しの閲覧の請求
 - 2 前号の書面の謄本または抄本の交付の請求
 - 3 会計帳簿またはこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 4 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって慶應義塾の定めたものにより提供することの請求またはその事項を記載した書面の交付の請求
- ③ 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、慶應義塾の子法人に対して会計に関する報告を求め、または慶應義塾もしくはその子法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

第7節 役員等の待遇

（役員等の待遇）

第50条 ① 塾長、常任理事、および常勤監事は有給とする。報酬等の支給の基準は別に定める。ただし、役員 の地位にあることのみによっては、支給しない。

- ② その他理事、監事および評議員は名誉職とする。ただし、その職務を行うため必要な費用の弁償を受けることができる。
- ③ 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を要する。

（責任の一部免除）

第51条 理事、監事または会計監査人が任務を怠ったことによって慶應義塾が被った損害について、私立学校法第93条の規定に基づき理事会の決議によりその一部を免除することができる。

(責任限定契約)

第52条 学外理事、監事または会計監査人が任務を怠ったことによる慶應義塾に対しての損害賠償責任については、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。なお、責任の限度額は、0円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定による最低責任限度額のいずれか高い額とする。

第8節 資産および会計

(資産の区分、管理処分)

第53条 ① 慶應義塾の資産は、財産目録記載のとおりとする。

② 慶應義塾の資産は、これを分けて基本財産、運用財産および収益事業用財産とする。

③ 基本財産は、慶應義塾の設置する学校に必要な施設および設備またはこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産および将来基本財産に編入された財産とする。

④ 運用財産は、慶應義塾の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産および将来運用財産に編入された財産とする。

⑤ 収益事業用財産は、慶應義塾の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産および将来収益事業用財産に編入された財産とする。

⑥ 慶應義塾の資産は、本規約の定めるところにより塾長が管理処分する。ただし、法令の規定による基本財産の処分の中第36条第1項第5号の規定による必要のないものは、第25条第3項の決議を得なければならない。

(会計)

第54条 ① 慶應義塾の会計は、学校の経営に関する会計（以下、「学校会計」という。）および収益事業に関する会計（以下、「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

② 慶應義塾の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

③ 塾長は毎会計年度終了後3か月以内に理事会および評議員会を招集し、これに慶應義塾の計算書類およびその附属明細書ならびに財産目録を提出して、その決議を得なければならない。

④ 塾長は前項に掲げる書類を前項の理事会および評議員会の会日の5日前までに作成しなければならない。

⑤ 監事および会計監査人は前項の書類を監査して、その意見を理事会および評議員会に報告しなければならない。

⑥ 塾長は、予算を毎会計年度開始前に作成し、理事会および評議員会の決議を得なければならない。

⑦ 収益事業会計の決算上生じた利益金は、学校会計に繰り入れなければならない。

第9節 事業計画等および情報の公表

(事業報告書、事業計画および中期計画)

第55条 ① 塾長は事業報告書（附属明細書を含む。）を毎会計年度終了後3か月以内に作成し、監事の監査を受け、事業の実績を理事会および評議員会に報告してその意見を求めなければならない。

② 塾長は、事業計画を毎会計年度開始前に作成し、理事会および評議員会の決議を得なければならない。

③ 塾長は、中期計画を定める期間ごとに作成し、理事会および評議員会の決議を得なければならない。

④ 塾長は、役員等名簿（理事、監事、評議員および会計監査人の氏名および住所を記載した名簿をいう。）を毎会計年度終了後3か月以内に作成しなければならない。

(重要書類の備付けおよび閲覧)

第56条 ① 塾長は第54条第3項に掲げる書類、事業報告書（附属明細書を含む。）、監査報告書、会計監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準、役員等名簿および本規約を常に事務所に備え置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧に供し、または法令の規定に従って謄本もしくは抄本を交付しなければならない。

② 前項の規定にかかわらず、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。ただし、評議員により当該請求がなされた場合には本項を適用しない。

(情報の公表)

第57条 次の各号に掲げる場合には、その区分に応じ、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表する。

- 1 本規約を作成したときもしくは規約変更の認可を受けたとき、または規約変更の届出をしたとき 規約の内容
- 2 監査報告書および会計監査報告書を作成したとき これらの書類の内容
- 3 慶應義塾の計算書類（附属明細書を含む。）、財産目録、事業報告書（附属明細書を含む。）および役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- 4 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

第3章 社頭および塾員

（社頭）

第58条 慶應義塾に社頭を置くことができる。社頭は1名とし塾員のうちから理事会および評議員会の決議により推薦する。

（塾員）

第59条 ① 次の各号の一にあたる者をもって塾員とする。

- 1 慶應義塾大学学部または大学院の正規の課程を卒業した者
- 2 慶應義塾がかつて設置した高等部、大学附属医学専門部、獣医畜産専門学校および看護短期大学の正規の課程を卒業した者
- 3 社頭の特選した者、社頭空位のときは評議員会の決議により特選した者
この塾員の特選に関する規則は別に定める。

② 塾員たる名誉を毀損する行為があったときは、社頭（社頭空位のときは塾長）は理事会および評議員会の決議を経て、塾員を除名することができる。

③ 塾員が慶應義塾の設置する大学および大学院に在学するときは、その在学中塾員としての資格を停止する。

第4章 解散

（残余財産の帰属）

第60条 慶應義塾が解散した場合（合併または破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会および評議員会の決議により選定した学校法人または教育の事業を行う公益社団法人もしくは公益財団法人に帰属する。

附 則

- ① この改正規約の効力発生の際、現に、この改正規約の趣旨に従って選任された塾長、常任理事、その他の理事または監事たる者は、この改正規約により後任者が選任されるまで、この改正規約による塾長、常任理事、その他の理事または監事とみなし、その職務を行うものとする。
- ② この改正規約の効力発生の際、現にこの改正規約の趣旨に従って選挙された評議員たる者は、この改正規約による評議員とみなす。
- ③ この改正規約効力発生の際、現に塾員たる者は、この改正規約による塾員とみなす。
- ④ 慶應義塾が法令の規定によってなすべき公告として、この改正規約の施行（平成20年4月1日）以前に時事新報または産経新聞に掲載した公告は、この改正規約施行後も慶應義塾の公告とする。

付 則（昭和29年7月26日）

この規約は、昭和29年7月26日から施行する。

付 則（昭和32年1月25日）

この規約は、昭和32年1月25日から施行する。

付 則（昭和33年4月22日）

この規約は、昭和33年4月22日から施行する。

付 則（昭和35年9月20日）

この規約は、昭和35年9月20日から施行する。

付 則（昭和36年9月20日）

この規約は、昭和36年9月20日から施行する。

付 則（昭和37年5月21日）

① この規約は、昭和37年5月21日から施行する。

② この規約改正の際現に塾員である者はこの改正規約による塾員とみなす。

付 則（昭和49年11月20日）

この規約は、昭和49年11月20日から施行する。

付 則（昭和51年 9 月20日）
この規約は、昭和51年 9 月20日から施行する。

付 則（昭和52年 5 月20日）
この規約は、昭和52年 8 月 4 日から施行する。

付 則（昭和53年 3 月20日）
この規約は、昭和53年 3 月24日から施行する。

付 則（昭和54年 5 月21日）
この規約は、昭和56年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和58年 9 月20日）
この規約は、昭和59年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和59年 7 月20日）
この規約は、昭和59年12月22日から施行する。

附 則（昭和59年 9 月20日）
この規約は、昭和60年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和61年 5 月29日）
この規約は、昭和63年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和62年 7 月20日）
この規約は、昭和62年12月23日から施行する。

附 則（昭和63年 1 月20日）
この規約は、平成元年12月22日から施行する。

附 則（平成元年 1 月20日）
この規約は、平成 2 年 3 月27日から施行する。

附 則（平成 2 年 3 月20日）
この規約は、平成 2 年 4 月20日から施行する。

附 則（平成 2 年 3 月20日）
この規約は、平成 2 年 8 月30日から施行する。

附 則（平成 3 年 7 月22日）
この規約は、平成 3 年11月13日から施行する。

附 則（平成 5 年 9 月20日）
この規約は、平成 6 年 3 月16日から施行する。

附 則（平成 7 年 1 月20日）
この規約は、平成 7 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 1 月20日）
この規約は、平成 7 年12月22日から施行する。

附 則（平成10年 3 月20日）
平成10年 7 月 7 日文部大臣認可のこの規約は、平成10年11月 1 日から施行する。

附 則（平成10年11月17日）
この規約は、文部大臣認可の日（平成11年 3 月23日）から施行する。

附 則（平成11年 3 月17日）
この規約は、文部大臣認可の日（平成11年10月22日）から施行する。

附 則（平成11年 5 月28日）
この規約は、文部大臣の認可の日（平成11年12月22日）から施行する。

附 則（平成11年 7 月21日）
この規約は、文部大臣の認可の日（平成12年12月21日）から施行する。

附 則（平成13年 1 月22日）
この規約は、文部科学大臣の認可の日（平成13年 8 月 1 日）から施行する。

附 則（平成15年 3 月20日）
この規約は、文部科学大臣の認可の日（平成15年11月27日）から施行する。

附 則（平成15年 5 月28日）
この規約は、平成15年 5 月28日から施行する。

附 則（平成15年 5 月28日）

この規約は、文部科学大臣の認可の日（平成15年 8 月 8 日）から施行する。

附 則（平成16年 5 月27日）

この規約は、文部科学大臣の認可の日（平成16年11月30日）から施行する。

附 則（平成16年 7 月20日）

この規約は、文部科学大臣の認可の日（平成16年11月 8 日）から施行する。

附 則（平成18年 3 月20日）

この規約は、文部科学大臣の認可の日（平成18年 3 月31日）から施行する。

附 則（平成19年 5 月25日）

平成19年 9 月28日文部科学大臣認可のこの規約は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 9 月20日）

平成20年 3 月31日文部科学大臣認可のこの規約は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 1 月21日）

平成20年 3 月31日文部科学大臣認可のこの規約は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年11月18日）

平成21年 3 月18日文部科学大臣認可のこの規約は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 5 月27日）

この規約は、文部科学大臣認可の日（平成23年11月21日）から施行する。

附 則（平成24年 3 月21日）

この規約は、文部科学大臣認可の日（平成24年 8 月 3 日）から施行する。

附 則（平成26年 3 月20日）

この規約は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月20日）

この規約は、文部科学大臣の認可の日（平成27年 8 月 7 日）から施行する。

附 則（平成28年11月25日）

この規約は、文部科学大臣の認可の日（平成28年12月27日）から施行する。

附 則（2019年 5 月30日）

この規約は、2020年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2020年 1 月20日）

2020年 3 月13日文部科学大臣認可のこの規約は、2020年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2020年 3 月19日）

この規約は、文部科学大臣の認可の日（2020年 7 月14日）から施行する。

附 則（2024年 9 月25日）

（施行期日）

① この規約は、2025年 2 月17日文部科学大臣の認可を受け、2025年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

② この規約の施行に際して、現に在任する理事ならびに評議員の資格および構成については、2025年度の定時評議員会（2025年5月開催予定）の終結の時までは、なお従前の改正前規約の例による。

③ 2026年11月 1 日に就任する第37期評議員のうち、第34条第 2 項第 1 号から第 4 号までにより選任された評議員の任期、および2026年11月 1 日に就任する監事の任期については、2031年度の定時評議員会の終結の時までとする。

附 則（2025年 1 月20日）

この規約は、2025年 2 月17日文部科学大臣の認可を受け、2025年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2025年 5 月27日）

この規約は、文部科学大臣の認可の日（2025年 6 月30日）から施行する。

附 則（2025年 7 月25日）

この規約は、文部科学大臣の認可の日（2025年 8 月25日）から施行する。